

ドローンの農業利用の拡大に向けた規制改革に係る 関係通知の整備の概要

平成 31 年 2 月
農林水産省消費・安全局
国土交通省航空局

I 趣 旨

- (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき、無人航空機が飛行禁止空域で飛行する場合や法定の飛行の方法によらない飛行をする場合には、国土交通大臣の許可・承認が必要となる。許可・承認の審査に関して、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日付け国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）を定めている。
- (2) 加えて、農薬等の空中散布における無人航空機に係る許可・承認の取扱いに関して、農業従事者の手続の利便性を向上する目的で以下の通知を定めている。
 - ・「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成 27 年 12 月 3 日付け国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知。以下「両局長通知」という。）
 - ・「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）
- (3) 他方、「規制改革推進に関する第 4 次答申」（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）において、農業用ドローンの利活用の拡大のため以下の意見が提示された。
 - ・ドローンについて、技術指導指針を廃止。
 - ・無人ヘリコプターについては、航空安全に係る事項は審査要領又は両省の共管による通達により規制。農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定。
 - ・無人ヘリコプターについて、都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする。
- (4) これらを踏まえ、以下のとおり関係通知の整備を行う。

II 関係通知の整備の概要

1 技術指導指針の廃止

現在、技術指導指針においては、無人航空機（ドローン及び無人ヘリコプター）による空中散布についての航空安全及び農薬の安全使用に関する事項を定めているところ。今般、技術指導指針を廃止し、無人ヘリコプターの航空安全に関する事項は両局長通知に規定し（下記 2）、無人航空機の農薬の安全使用に関する事項については新たに

ガイドラインを制定する（下記3）。

2 両局長通知の一部改正

- ① ドローンに係る規定を廃止（無人ヘリコプターに係る規定のみ存続）。
- ② 本通知に基づく代行申請を行える者を、一般社団法人農林水産航空協会等から消費・安全局長が登録する登録認定等機関に変更。
- ③ 1で廃止した技術指導指針に定められた事項のうち、無人ヘリコプターについての以下の航空安全に関する事項について、両局長通知に追加。
 - ・登録認定等機関による代行申請
 - ・登録認定等機関の登録要件
 - ・散布計画及び散布実績の報告

3 無人航空機による農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定

1で廃止した技術指導指針に定められた事項のうち、農薬の空中散布の安全使用に関する事項について、新たにガイドラインを策定。ただし、現行の制度のうち、都道府県・地区協議会に係る規定は廃止し、無人ヘリコプターの散布計画及び散布実績については報告事項を見直すとともに、オンライン報告（メール）を可能とするものとして規定。

Ⅲ 施行期日

（公布）平成31年3月下旬

（施行）平成31年6月30日